

【専用使用料金】

単位：円

施設の種類	区分	時間	一 般		学生・60歳以上		障害者・高校生以下		
			平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	
第1野球場	硬式野球	午前	9:00-12:00	14,280	17,130	10,710	12,840	7,140	8,560
		午後	13:00-17:00	18,970	22,760	14,220	17,070	9,480	11,380
		全日	9:00-17:00	29,880	35,850	22,410	26,880	14,940	17,920
	軟式野球 ソフトボール	午前	9:00-12:00	12,850	15,420	9,630	11,560	6,420	7,710
		午後	13:00-17:00	17,070	20,480	12,800	15,360	8,530	10,240
		全日	9:00-17:00	26,890	32,260	20,160	24,190	13,440	16,130
第2野球場	午前	9:00-12:00	10,710	12,850	8,030	9,630	5,350	6,420	
	午後	13:00-17:00	14,280	17,130	10,710	12,840	7,140	8,560	
	全日	9:00-17:00	22,540	27,040	16,900	20,280	11,270	13,520	
第3・4野球場	午前	9:00-12:00	7,140	8,560	5,350	6,420	3,570	4,280	
	午後	13:00-17:00	9,480	11,370	7,110	8,520	4,740	5,680	
	全日	9:00-17:00	14,990	17,980	11,240	13,480	7,490	8,990	
第5野球場	午前	9:00-12:00	3,570	4,280	2,670	3,210	1,780	2,140	
	午後	13:00-17:00	4,790	5,740	3,590	4,300	2,390	2,870	
	全日	9:00-17:00	7,540	9,040	5,650	6,780	3,770	4,520	

【注】

- 1) 入場料を徴収する催しの使用料は、この表の額と、使用料収入額×15%（アマチュアスポーツは10%）との高い方の金額となります。
- 2) 50m・飛込みプールの営業期間は、ファミリープールに同じ（原則7月15日～8月31日）
- 3) 25mプールの営業期間は、5月1日～9月30日（ファミリープール期間を除く）
- 4) 「学生」とは、大学のクラブやサークル等大学生のみで利用されるとき、「60歳以上」とは、60歳以上の方のみで構成されるグループ等で利用されるときが対象となります。
- 5) 「高校生以下」とは、保育所・幼稚園の保育活動や小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校などの教育活動や課外活動等が対象となります。
- 6) 減免に関する詳細については、お問い合わせ下さい。